

大学院理工学府共同研究講座・次世代自動車技術研究講座  
産学官連携研究員(フルタイム)の募集

1. 職 種 産学官連携研究員

2. 事業者名 国立大学法人群馬大学

3. 勤務場所

群馬大学 大学院理工学府 共同研究講座・次世代自動車技術研究講座  
群馬県太田市本町29-1 (太田キャンパス)

4. 勤務内容

当研究室は、群馬大学と(株)SUBARUとの契約に基づき2030年以降の将来社会を想定した次世代自動車技術を構築すべく共同研究を推進しております。研究領域は安全、感性、設計プロセス改革の3領域に於いて研究ニーズを抽出し、(株)SUBARUと本学の理工学系、医学系、情報系の研究室との連携や、本研究室がテーマ推進役を担っています。  
また必要に応じ関連企業や他研究機関とも連携致します。

将来の自動車技術の共同研究としては、現在既知となっていない現象解明、原理原則に基づくメカニズム解明、設計要件の構築、解決技術の探索等に取り組んでおり、本共同研究活動を更に加速させるために我々と共に研究を進めてくれる人材を求めています。

- (1)①自動車の流体(熱流体)に係る先行技術研究、計測・解析、研究環境設備の構築(1名)  
②自動運転に係る先行技術研究、計測・解析、研究環境設備の構築(1名)  
③人間工学、感性工学、ヒューマンマシンインタラクションに係る先行技術研究、計測・解析  
(1名)
- (2)研究テーマの於ける実験の計画及び遂行、解析及び評価、推進管理
- (3)本講座に関する業務

5. 採用予定人数 3名

6. 学 歴 4年制大学卒業以上であって、理系学部出身者(機械・電気系、物理系、情報系)

7. 資 格

- ・修士修了又はこれと同等の経験を有することが望ましい。
- ・自動車車両、及び自動車システム、部品に於ける先行研究推進に当たり機械、電気、物理系の知識、ビークルダイナミクス、モデルベース開発、シミュレーション解析技術を使った研究経験、工学系・医学系で計測、評価、データ解析の経験を有し、挑戦できる研究者を希望。
- ・普通自動車第一種運転免許を有し、車両の運転・運用に対する適性能力を持つ者
- ・自動車完成車メーカーや部品サプライヤー、研究機関等での経験者は尚可

8. 身 分 非常勤(期間業務)

9. 雇用期間

2023年4月1日から2024年3月31日まで

※任期は契約年度で、大学が認めた場合、更新することができます。

※最長雇用年限:2033年3月31日まで

ただしプロジェクトが早期に終了した場合は契約終了となります。

10. 勤務時間  
月曜日から金曜日 8 時 30 分から 17 時 15 分(休憩 60 分間含む)  
1日 7 時間 45 分 週 38 時間 45 分勤務
11. 試用期間 なし
12. 給与手当 国立大学法人群馬大学非常勤教職員就業規則による  
【給与】群馬大学非常勤教職員就業規則に従い、経歴等によって判断(日給 上限 15,535 円)  
(毎月末締の翌月 21 日払)  
【手当】通勤手当支給(通勤2km以上の交通機関利用者及び自家用車等利用者に限る)  
超過勤務手当(時間外労働を命ぜられた場合)住居手当, 賞与(本学規定による)
13. 休日等 土曜・日曜・祝日, 年末年始(12/29~翌年 1/3)年次有給休暇あり
14. その他の労働条件 時間外労働あり、社会保険・雇用保険・労災保険
15. 選考方法 書類審査後、書類選考通過者のみ面接を行います。
16. 応募締切 適任者が決まり次第締め切ります。
17. 面接日 応募があり次第順次行います(詳細は、書類選考通過者に追って連絡)。
18. 面接結果 採用内定・不採用については、Eメールにて通知します。
19. 応募方法  
(1)履歴書(写真貼付、Eメールアドレス明記のこと)  
(2)職務経歴書(様式任意)  
(3)今までに経験した研究業務があればそれを記載したもの(様式任意)  
上記を1つのPDF fileにまとめてE-mailで提出してください。
20. 問い合わせ・応募書類送付先  
・業務内容についての問い合わせ 及び 応募書類送付先  
群馬大学大学院理工学府 次世代自動車技術研究講座 岩瀬  
Email:iwase.tsutomu[at]gunma-u.ac.jp ※[at]は@に置き換えてください。  
  
・労働条件についての問い合わせ  
総務部人事労務課人事企画係(TEL:027-220-7031)
21. 受動喫煙防止措置の状況 敷地内禁煙(屋外に喫煙場所設置)
22. その他  
・提出していただいた書類は、採用審査にのみ使用します。  
・正当な理由なく第三者への開示、譲渡および貸与することは一切ありません。  
・質問は Email でお願いします。  
・本件は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 15 条の2に規定された特例の対象者となるため、有期労働契約の契約期間が通算 10 年を超えて引き続いて労働契約が継続している場合に無期転換権が発生します。

※定年年齢 60 歳